平成２４年（フ）第７３５５号
東京都品川区西五反田７丁目24―９　シンシアフォーディ203、住民票上の住所京都府京都市東山区福稲柿本町12
債務者　中島　拓也
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３５６号
神奈川県横浜市神奈川区片倉５丁目29―34―102
債務者　川村志登美
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３６９号
東京都板橋区東山町18―２
債務者　坂井　誠一
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２号
熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1520番地の１
債務者　梅木　政宏
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月30日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第１１４号
沖縄県中頭郡読谷村字渡具知103番地１　泊城マンション301
債務者　押野見直也
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２０号
熊本県天草市城下町２番24号
債務者　糸田登志子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後１時45分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第９９号
釧路市美原２丁目12番４号
債務者　鈴木　良弘
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１１４号
釧路市桜ケ岡２丁目23番１号
債務者　堀田　光一
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１１５号
北海道釧路郡釧路町南陽台８丁目11番地
債務者　佐々木義綱
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１２２号
釧路市紫雲台１番１号
債務者　吉川　亜衣
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１０５号
釧路市文苑４丁目26番６号　ヘレンハウスヴァルム202
債務者　武山かおり（旧姓野竹）
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月27日午後３時30分
釧路地方裁判所

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１０９３０号
神奈川県横浜市鶴見区馬場３丁目２番32号
破産者　株式会社セベ
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６３０号
東京都台東区浅草４丁目27―８―505
破産者　秋元貞娥こと　崔　　貞娥
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２９８号
神奈川県川崎市麻生区早野23―１、商業登記簿上の本店所在地東京都府中市日新町３丁目15番地の１　ＩＭマンション201
破産者　有限会社能登建設
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５１０号
東京都杉並区桃井２丁目23―13
破産者　槇　　一夫
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５６７号
千葉県四街道市鹿放ケ丘286番地９
破産者　フジミ建機株式会社
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部